賃金控除に関する協定書

甲(使用者:株式会社三重県農協情報センター)と乙(労働者代表:長合景子)は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 甲は、毎月21日の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
 - ① 社内貸付制度による返済金および利息
 - ② 財形制度の積立金
 - ③ 親睦会会費
 - ④ 労働組合費
 - ⑤ 営業協力等の商品購入代金
 - 6) 募金
 - ⑦ その他社員本人が個別に同意したもの
- 2 この協定は、令和3年5月1日から有効とする。
- 3 この協定は、いずれかの当事者が7日前に文書による破棄の通告をしない 限り効力を有するものとする。

令和 3年 5月13日

甲:株式会社三重県農協情報センター (使用者職氏名) 代表取締役社長 谷口俊二



乙:株式会社三重県農協情報センター(労働者代表)運用部 長合景子

